



株式会社キャリアコンストラクション

有料職業紹介事業許可番号 / 23-ユ-301754

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、入社後3か月以内に、本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により、雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から、次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- | | |
|------------------------------|-----|
| 1. 入社後、1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 80% |
| 2. 入社後、1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 50% |

但し、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用致しません。

また、返戻金制度は、有料職業紹介契約書により、別の定めをする場合がございます。